

§ 1 事務手続早見表

は、県互助組合の事務

こんな場合には		こんな手続を						本文参考
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	
1 組合員になったとき	1 新たに採用されたとき (1) 県費負担職員 (再任用職員(フルタイム) ・任期付職員含む。)	① 組合員資格取得届書 ② 組合員個人番号報告書(本文参考) ③ 被扶養者申告書(要件を備える人があるとき) ④ 人事異動通知書(辞令書)の写し [再任用職員・任期付職員の場合に必要] ⑤ 口座番号入力通知書 ⑥ 年金加入期間等報告書 ⑦ 互助組合加入申込書	1 1 1 1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤ } ⑥ 長期給付係 ⑦ 県互助組合	§6-003
	(2) 市町費等負担職員 (例) ・市立大学 ・市立高校 ・市立幼稚園	① 組合員資格取得届書 ② 組合員個人番号報告書(本文参考) ③ 被扶養者申告書(要件を備える人があるとき) ④ 人事異動通知書(辞令書)の写し ⑤ 口座番号入力通知書 ⑥ 年金加入期間等報告書 ⑦ 互助組合加入申込書(県互助組合加入市町の場合)	1 1 1 1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部 ⑦は当該市町教委等の証明を要する。	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤ } ⑥ 長期給付係 ⑦ 県互助組合	§6-003
	2 他の共済組合から転入したとき (例) ・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	① 組合員資格取得届書 ② 組合員個人番号報告書(本文参考) ③ 被扶養者申告書(引き続いて被扶養者の要件を備える人, 新たに要件を備える人, 又はすでに認定されている人で被扶養者の要件を欠く人があるとき) ④ 元の組合の組合員証・被扶養者証の写し	1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合 ※県互助組合加入市町費等負担職員の場合, ⑨は当該市町教委等の証明を要する。	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤ } ⑥ } ⑦ } 長期給付係 ⑧ } ⑨ 県互助組合	§6-003

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
		⑤ 口座番号入力通知書 ⑥ 人事異動通知書(辞令書)の写し 〔市町費等負担職員の場合に必要〕 ⑦ 組合員転入届書 ⑧ 年金加入期間等報告書 ⑨ 互助組合加入申込書	1 1 1 1 1					
3 県外の公立学校共済組合から転入したとき 〔県外の公立学校の教職員が、引き続き広島県の教職員に採用されたとき〕	① 組合員異動報告書 ② 元の支部の組合員証 (被扶養者証, 高齢受給者証) ③ 被扶養者申告書(引き続き被扶養者の要件を備える人, 新たに要件を備える人, 又はすでに認定されている人で被扶養者の要件を欠く人があるとき) ④ 口座番号入力通知番 ⑤ 組合員転入届書 ⑥ 年金加入期間等報告書 ⑦ 互助組合加入申込書	1 1 1 1 1 1 1	①所属所長 ② } 組合員 ③ } ④ }	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤⑥長期給付係 ⑦ 県互助組合	§6-004	
4 臨時的任用者の場合 〔1月の勤務日数が18日以上ある月が12月継続し、さらに13月以降も継続して任用されたとき〕	① 組合員資格取得届書 ② 人事異動通知書(辞令書)の写し ③ 組合員個人番号報告書(本文参考) ④ 被扶養者申告書(要件を備える人があるとき) ⑤ 口座番号入力通知書 ⑥ 年金加入期間等報告書	1 1 1 1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤ } ⑥長期給付係	§6-004	
5 組合員の資格を有している臨時的任用者が、引き続き臨時的任用されたとき 〔再任用(フルタイム)職員・任期付職員を含む。〕	① 組合員資格継続届書 ② 人事異動通知書(辞令書)の写し ③ 元の組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証)	1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§6-005	
6 公務員の年金受給権者が採用されたとき	① 組合員資格取得届書 ② 人事異動通知書(辞令書)の写し ③ 組合員個人番号報告書(本文参	1 1 1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに		§6-003	

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
		考) ④ 被扶養者申告書(要件を備える人があるとき) ⑤ 口座番号入力通知書 ⑥ 年金受給権者再就職届書及び年金証書(公務員の共済年金受給者に限る。)	1 1				① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤ } ⑥ 長期給付係	
2 組合員が異動したとき	1 他の共済組合へ転出したとき (例)・市町村職員共済組合 ・地方職員共済組合 ・国家公務員共済組合 ・警察共済組合 ・広島市職員共済組合 (私立学校共済組合は除く。)	① 組合員異動報告書 ② 組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証) ③ 組合員転出届書 ④ ㊦退会給付金請求書	1 1 1 1	①所属所長 ② } ③ } 元組合員 ④ }	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ 長期給付係 ④ 県互助組合	§ 14-002
	2 県外の公立学校共済組合へ転出したとき (広島県の職員が, 引き続き他県の教職員に採用されたとき)	① 組合員異動報告書 ② 組合員転出届書 ③ ㊦退会給付金請求書	1 1 1	①所属所長 ② } ③ } 元組合員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	① 短期給付係 ② 長期給付係 ③ 県互助組合	§ 14-002
	3 県内で異動したとき (1) 県費負担職員のままで所属所を異動したとき	不要						
	(2) 市町費負担職員のままで所属所を異動したとき	① 組合員異動報告書	1	新所属所長	支 部	速やかに	短期給付係	§ 8-001
	(3) 県費負担職員が市町費負担職員になったとき (組合員証番号を変更する。)	① 組合員異動報告書 ② 組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証) ③ 口座番号入力通知書 ④ 互助組合加入申込書 (県, 県互助組合加入市町の場合) ⑤ ㊦退会給付金請求書 (県互助組合に加入していない市町に異動したとき。)	1 1 1 1 1	①新所属所長 ② } ③ } 組合員 ④ } ⑤ }	新所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④ } ⑤ } 県互助組合	§ 8-001
(4) 市町費負担職員が県費負担職員になったとき (組合員証番号を変更する。)				※市町費負担職員になったときは当該の市町教育委員会の証明を要する。				

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
3 組合員及び被扶養者に関することで変更が生じたとき	1 給付金の受取口座を変更するとき	口座番号入力通知書	1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	短期給付係	§6-007
	2 住所又は氏名に変更があったとき	① 組合員証等記載事項変更申告書 ② 組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証, 限度額適用認定証) ③ 国民年金第3号被保険者氏名届 ④ 国民年金被保険者住所変更届 ⑤ 年金手帳(③提出時のみ) ※住所のみを変更するときは, ②, ⑤を添付する必要はない。	1 1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	短期給付係	§9-002
	3 組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証)を紛失, 若しくは著しく損傷したとき	① 組合員証等再交付申請書 ② 組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証)※紛失したときを除く。	1 1	組合員	所属所長 ↓ 支部	速やかに	短期給付係	§8-002
4 被扶養者の要件を備える人又はすでに認定されている人で被扶養者の要件を欠く人が生じたとき	1 要件を備える人が生じたとき ※結婚, 出産による場合は, 給付金請求書と併せて提出	① 被扶養者申告書 ② 認定要件を備えた日が確認できる書類 ③ その他(手引§7-009及び§7-010頁を参照) ④ 国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)届	1 1 各1 1	組合員	ア 扶養手当が支給される場合 (ア)所属所長が扶養手当の認定権者の場合 所属所長→支部 (イ)上記以外の場合 所属所長→上記(ア)以外の扶養手当認定機関→支部 イ 扶養手当	速やかに	短期給付係 ※要件を備えた日から30日以内に所属所長に提出されたときは, 要件を備えた日までさかのぼって認定します。	§7-008

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
					が支給されない場合 所属所長→支部			
	2 要件を欠く人が生じたとき	① 被扶養者申告書 ② 被扶養者証, 高齢受給者証 ③ 要件を欠く日が確認できる書類 ④ 国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届(収入超過もしくは離婚により被扶養配偶者ではなくなったとき)	1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§7-010
5-1 海外へ行くとき(海外日本人学校への派遣, 配偶者同行休業等)	※40歳以上65歳未満の組合員が住民票を国外へ異動する場合		1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	経理貸付係	§5の2
①国内に住所を有しなくなったとき	介護保険適用外となり介護掛金・負担金を免除することができる	介護保険第2号被保険者資格喪失届書及び添付書類						
②再度国内に住所を有するに至ったとき	介護保険適用となり介護掛金・負担金を徴収しなければならない	介護保険第2号被保険者資格取得届書及び添付書類						
5-2 障害者支援施設等への入所	※40歳以上65歳未満の組合員の場合		1					
①入所したとき	介護保険適用外となり介護掛金・負担金を免除することができる	介護保険第2号被保険者資格喪失届書及び添付書類						
②退所したとき	介護保険適用となり介護掛金・負担金を徴収しなければならない	介護保険第2号被保険者資格取得届書及び添付書類						
6 結婚したとき	1 改姓したとき	① 組合員証等記載事項変更申告書 ② 組合員証, 被扶養者証	1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§8-002
	2 配偶者を被扶養者として申告するとき	「IVの1の提出書類」欄を参照	各1					§7-001

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
7 出産したとき	1 給付金を請求するとき	① 出産費，家族出産費，同附加金， ④ 出産手当金請求書 ② 直接支払制度についての合意文書 ③ 費用の内訳を記した明細書等 ④ 証明願 (家族出産費を請求するとき，家族の被扶養者認定日から出産日までの期間が6ヶ月以内の場合)	1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	短期給付係 県互助組合	§12-001
	2 子を被扶養者として申告するとき	「4の1の提出書類」欄を参照	各1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§7-001
	3 無給休職中に出産したとき	① 出産手当金請求書 ② 給与明細書の写し	1 1		支 部			§12-005
	4 1年以上組合員であった人が資格喪失後6ヶ月以内に出産したとき	「1 給付金を請求するとき」の①②③		組合員であった人	支 部	速やかに	短期給付係	§14-011
8 産前産後休業をとるとき	1 掛金免除の申出をするとき	産前産後休業掛金等免除申出書及び添付書類	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	産前産後休業取得決定後速やかに	経理貸付係	§5の2
		産前産後休業掛金等免除変更申出書及び添付書類	1			出産日確定後速やかに		
9 産前産後休業から育児休業を取得せずに勤務に復帰したとき	1 育児短時間勤務や育児部分休業等により報酬が低下したため，標準報酬の産前産後休業終了時改定の申出をするとき	① 標準報酬産前産後休業終了時改定申出書及び添付書類	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	勤務復帰後速やかに	経理貸付係	§4の9
		② 3歳未満の子を養育する旨の申出書及び添付書類	1					
10 育児休業をとるとき	1 掛金免除の申出をするとき	育児休業等掛金等免除申出書及び添付書類	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	育児休業取得決定後速やかに	経理貸付係	§5の2
		2 給付金の請求をするとき	① 育児休業手当金請求書 (休業期間中(初回)請求用) ② 人事異動通知書(辞令書)の写し ③ 育児休業取得月の給与支給明細書の写し			1 1 1		

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	【配偶者がともに育児休業を取得する場合】	④ 配偶者が育児休業を取得していることを証明する書類	1					
		⑤ 配偶者であることを証明する書類(住民票等)	1					
	3 育児休業期間(当該育児休業に係る子が満1歳又は1歳6か月に達する日までの期間)に変更があったとき	① 育児休業手当金変更請求書(休業期間変更・支給期間延長用)	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§10-006
		② 人事異動通知書(辞令書)の写し	1					
		③ 支給期間延長の場合は、延長事由に該当することを証する書類	1					
	④ 月の途中で育児休業復帰を行う場合は、育児休業復帰月の給与支給明細書の写し	1						
4 育児休業期間(当該育児休業に係る子が満3歳に達する日までの期間)に変更があったとき	育児休業等掛金等免除申出書及び添付書類	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	経理貸付係	§5の2	
5 貸付金の償還猶予を	受けるとき	償還猶予申出書 ④ 償還猶予申出書	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	休業する前月20日	経理貸付係 県互助組合	
	受けないとき	毎月償還申出書	1		県互助組合			
11 育児休業から勤務に復帰したとき(※その育児休業に係る3歳に満たない子を養育している場合)	1 育児短時間勤務や育児部分休業等により報酬が低下したため、標準報酬の育児休業等終了時改定の申出をするとき	① 標準報酬育児休業等終了時改定申出書及び添付書類	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	勤務復帰後速やかに	経理貸付係	§4の9
		② 3歳未満の子を養育する旨の申出書及び添付書類	1					
12 3歳未満の子を養育することとなったとき(産前産後休業又は育児休業取得中の場合を除く)	1 3歳未満の子を養育する場合の標準報酬月額の特例を受ける(子の養育前と比して標準報酬月額が下回る月について、年金給付の計算の基礎となる標準報酬月額を養育前の額とする)とき	3歳未満の子を養育する旨の申出書及び添付書類	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	経理貸付係	§4の9

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
13 病気になったとき、 又は負傷したとき	1 保険医療機関等で診療を受けるとき	組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証)	1	組合員 被扶養者	医療機関等		短期給付係	§9-002
	2 入院等により高額療養費の 現物給付を受けるとき	① 公立学校共済組合限度額適用 認定申請書	1	組合員 被扶養者	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§9-011
	3 緊急その他やむを得ない事情 により組合員証等を使用しな いで診療を受けたとき(国内の 場合)	① 療養費(家族療養費)請求書	1	組合員 被扶養者	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§9-016
		② 診療報酬領収済明細書又は医療 機関の発行する領収書及び診療報 酬明細書の写し	1					
	4 あんま, マッサージ, はり, きゅうの施術を医師の指示に より受けたとき	① 療養費(家族療養費)請求書 ② 医師の同意書 ③ 施術証明書兼施術料金領収明細書	1 1 1					§9-018
	5 治療用装具を購入したとき	① 療養費(家族療養費)請求書 ② 領収書 ③ 診断書・装具装着証明書	1 1 1					§9-017
	6 移送することを共済組合が 必要と認めたとき	① 移送費・家族移送費請求書 ② 領収書 ③ 医師の意見書	1 1 1					§9-019
7 人工臓器等の装着又は血友病 等の治療を受けたとき	① ㊦治療見舞金請求書 ② 医師の証明(初回請求時のみ, ただし 心臓ペースメーカーは, その都度必要)	1	組合員	所属所長 ↓ 県互助組合	速やかに	県互助組合		
8 療養等のため給料が支給され ないとき	① 傷病手当金・同附加金, ㊦傷病手 当金請求書	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	短期給付係 県互助組合	§10-013	
	② 出勤簿の写し	1						
	③ 報酬支給額証明書及び給与明細 書の写し(請求対象月に係る給与報 酬が支給されたときに必要)	1						
	④ 生活能力等についての医師の意見書	1						
	⑤ 日常生活等に関する申立書 (③, ④, ⑤は初回請求時及び必要とするときに必要)	1						

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	9 欠勤等により給料が支給されないとき	① 休業手当金請求書 ② 出勤簿の写し ③ 支給要件に関する所属所長の証明書 ④ 給与明細書の写し	1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§10-017
	10 介護休暇を取得したとき	① 介護休業手当金、④介護休業手当金請求書 ② 休暇簿の写し(初回請求時, 又は介護休暇期間に変更があったときに必要) ③ 出勤簿の写し ④ 給与明細書の写し	1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	短期給付係 県互助組合	§10-008
	11 交通事故等により負傷し療養を受けたとき(第三者加害)	① 損害賠償申告書 ② 事故報告書 ③ 事故発生状況報告書 ④ 交通事故による加害者関係事項 ⑤ 確約書 ⑥ 治癒届 ⑦ その他(詳しくは手引 § 9-22頁を参照)	1 1 1 1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§9-022
14 義肢等補装具を購入, 修繕したとき	義肢等補装具を購入, 修繕したとき	① 義肢等製作費助成請求書 ② 診断書 ③ 領収書	1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 県互助組合	速やかに	県互助組合	
15 災害を受けたとき	組合員の住居又は家財が損害(1/5程度以上)を受けたとき, 又は床上浸水があったとき	① 災害見舞金, ④災害見舞金請求書 ② 被害状況等申立書 ③ 家屋平面図(り災部分を朱書) ④ 家財被害状況内訳書 ⑤ り災部分等の写真 ⑥ その他(支部に確認してください)	1 1 1 1 1 1	組合員	所属所長 ↓ 支 部 県互助組合	速やかに	短期給付係 県互助組合	§13-001

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
16 各種資金を借り たいとき等 1 共済組合貸付金 ※すべての貸付金申込みについて「貸付事業における個人情報に関する同意書」・「借入状況等申告書」および「最新(直近)の給料明細書等の写し」の添付を要する。	(1) 一般貸付け 組合員が臨時に資金を必要とするとき	① 一般貸付申込書 ② 借用証書 ③ 必要額が確認できる書類 (貸付金額100万円以上のとき) ④ 辞令の写し(特別貸付けのみ)	各1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	毎月20日	経理貸付係	§18の1 の(1)
	(2) 特別貸付け 再任用組合員又は有休任期付組合員が臨時に資金を必要とするとき							
	(3) 教育貸付け 組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する大学等に入学するため資金を必要とするとき	① 教育貸付申込書 ② 借用証書 ③ 合格通知書の写し又は入学許可書の写し ④ 必要額が確認できる書類						§18の1 の(5)
	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する大学等に修学するため資金を必要とするとき	① 教育貸付申込書 ② 借用証書 ③ 在学証明書(原本) ④ 必要額が確認できる書類						
	(4) 災害貸付け 組合員又は被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とするとき	① 災害貸付申込書 ② 借用証書 ③ り災事実証明書						§18の1 の(6)
	(5) 医療貸付け 組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母(配偶者の父母を含む。)が医療を受けるため資金を必要とするとき	① 医療貸付申込書 ② 借用証書 ③ 医師の診断書						§18の1 の(7)

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	(6) 結婚貸付け 組合員又は子が結婚するため 資金を必要とするとき	① 結婚貸付申込書 ② 借用証書 ③ 挙式申込受理書の写し又は仲人の 証明書等 ④ 必要額が確認できる書類	各1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	毎月20日	経理貸付係	§18の1 の(8)
	(7) 葬祭貸付け 組合員が被扶養者又は被扶養者 でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹 若しくは父母(配偶者の父母を 含む。)の葬祭を行うため資金 を必要とするとき	① 葬祭貸付申込書 ② 借用証書 ③ 葬儀等対象者の死亡の事実及び 組合員との続柄が確認できる書類 ④ 葬儀又は法事等を行うことを明ら かにする書類及び必要額が確認でき る書類又は墓地の取得等に係る購入 費用及び購入日を確認できる書類						§18の1 の(9)
	(8) 住宅貸付け ア 住宅の新築、増築、改築、 移築のため資金を必要とす るとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 敷地の登記事項証明書(本人名義 でない場合は工事承諾書の写しを添付) ④ 建築の確認済証等の写し ⑤ 住宅の平面図 ⑥ 工事請負契約書の写し ⑦ 増築、改築の場合は既存建物の 登記事項証明書						§18の1 の(2)
	イ 住宅の購入のため資金を 必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 住宅の平面図 ④ 売買契約書の写し ⑤ 住宅の登記事項証明書又は確認 済証等の写し ⑥ 敷地の登記事項証明書						

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	ウ 敷地の購入のため資金を必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 売買契約書の写し ④ 敷地の登記事項証明書(農地の場合は農地転用許可書の写し又は受理証明書の写し) ⑤ 住宅新築工事に係る誓約書	各1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	毎月20日	経理貸付係	§18の1 の(2)
	エ 住宅の借用のため資金を必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 賃貸借契約書の写し ④ 住宅の平面図						
	オ 敷地の借入のため資金を必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 賃貸借契約書の写し ④ 住宅新築工事に係る誓約書						
	カ 敷地の補修のため資金を必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 工事請負契約書の写し ④ 補修箇所の図面又は写真 ⑤ 市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災事実証明書 ⑥ 敷地の登記事項証明書(本人名義でない場合は工事承諾書の写しを添付)						
	キ 住宅の修理のため資金を必要とするとき	① 住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 工事請負契約書の写し ④ 住宅の登記事項証明書(本人名義でない場合は工事承諾書の写しを添付) ⑤ 修理箇所の図面又は写真						

こんな場合には		こんな手続を													
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考							
(9) 住宅災害貸付け 住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受け、新築等をするため資金を必要とするとき	① 住宅災害貸付申込書 ② 借用証書 ③ 住宅貸付けの申込事由に応じた添付書類 ④ リ災事実証明書	各1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	毎月20日	経理貸付係		§18の1の(3)							
								(10) 介護住宅貸付け 介護の必要な人に配慮した構造を有する住宅及び介護機器の設置をするため資金を必要とするとき	① 介護住宅貸付申込書 ② 借用証書 ③ 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書 ④ 介護構造部分の内容及び必要額の確認できる書類 ⑤ 住宅貸付けの申込事由に応じた添付書類	各1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	毎月20日	経理貸付係	§18の1の(4)
															(11) 高額医療貸付け 組合員又は被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とするとき
								(12) 出産貸付け 組合員が出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とするとき	① 出産貸付申込書 ② 母子健康手帳の写し ③ 医師等の証明書 ④ 異常分娩又は人工中絶による場合は、医療機関等の請求書の写し又は領収書の写し	各1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	随時	経理貸付係	
2 住宅貸付けを借受け、工事等が完了したとき (1) 住宅の新築、増築、改築、移築の場合	① 完了報告書 ② 次のいずれかの書類 ・登記事項証明書(登記完了後)の原本 ・工事引渡書の写し	各1	組合員	支 部	貸付けを受けて6か月以内	経理貸付係	§18の13の(1)								
								(2) 住宅の修理の場合	① 完了報告書 ② 領収書の写し	各1	組合員	支 部	随時	経理貸付係	§18の13の(1)

こんな場合には		こんな手続を						本文参考
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	
	(3) 住宅及び敷地の購入の場合	① 完了報告書 ② 登記事項証明書(所有権登記後)の原本						
	(4) 転入前の共済組合への返済(借替)の場合	① 完了報告書 ② 転入前の共済組合に支払った振込金受領書又は返付された借用証書の写し	各1	組合員	支部	貸付けを受けて6か月以内	経理貸付係	§18 ¹³ の(1)
	(5) 住宅及び敷地の借入れの場合	① 完了報告書 ② 領収書の写し						
	3 貸付資格証明書を必要とするとき	貸付予定資格証明願	各1	組合員	支部		経理貸付係	§18 ¹⁵
	(1) 貸付資格証明書を必要とするとき	貸付金残高証明願						
	(2) 貸付金残高証明書を必要とするとき	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明申請書						
2 県互助組合貸付金 ※すべての資金貸付申込みについて貸付保証に係る個人情報の取扱いに関する同意書の添付を要する。	(1) 一般資金貸付け 組合員が臨時に資金(住宅又は土地の資金を除く。)を必要とするとき	① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書	各1	組合員	所属長 ↓ 県互助組合	毎月1日と10日	県互助組合	
	(2) 特別資金貸付け	① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書						
	ア 結婚 組合員、子、孫、弟妹が、結婚するために資金を必要とするとき	③ 挙式予約申込受理証明書、仲介の証明書等事実が確認できる書類 ④ 組合員との続柄が確認できる書類						
	イ 教育 組合員、子、孫、弟妹が、学校教育法規定の高等学校、専修学校、各種学校又は大学に、入学又は修学するために資金を必要とするとき	③ 入学許可書等の写し又は在学証明書等の入学又は修学の事実が確認できる書類 ④ 組合員との続柄が確認できる書類	各1	組合員	所属長 ↓ 県互助組合	毎月1日と10日	県互助組合	
	ウ 医療 組合員、子、孫、弟妹が、医療を受けるために資金を必要とするとき	③ 医師の診断書等事実が確認できる書類 ④ 組合員との続柄が確認できる書類						

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	エ 葬祭 組合員、子、孫、弟妹が、父母の埋葬を行うために資金を必要とするとき	③ 死亡の事実が確認できる書類の写し ④ 組合員との続柄が確認できる書類						
	(3) 住宅災害資金貸付け 組合員が、水震火災その他の非常災害により住居に損害を受けて資金を必要とするとき	① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書 ③ 罹災証明書等災害の事実が確認できる書類の写し ④ 工事請負契約書の写し、工事見積書の写し又は売買契約書の写し ⑤ 登記事項証明書 (本人名義でない場合は、住宅の名義人の工事承諾書) ⑥ 住宅の平面図(修理の場合は修理箇所の図面)又は写真	各1	組合員	所属所長 ↓ 県互助組合	毎月1日と10日	県互助組合	
	(4) 訴訟貸付け 組合員が、公務に関して訴訟を起こされたことにより資金を必要とするとき	① 貸付資金申込書 ② 資金借用証書 ③ 訴状の写し等公務に関する訴訟の事実が確認できる書類						
17 財形貯蓄をするとき	1 新規加入するとき	① 依頼書 ② 財形申込書 ③ 非課税貯蓄申告書 ④ 非課税貯蓄申込書 (一般財形貯蓄の場合は①②のみ)	1 1 1 1	契約者	契約者 ↓ 契約金融機関 ↓ 健康福利課 又は	4月1日～4月15日 及び 8月21日～9月15日	福利調整係	
	2 積立額の変更をするとき	① 依頼書 ② 預入額変更申込書	1 1			変更後速やかに		
	3 氏名、住所、勤務先が変更したとき	異動申告書	1			変更しようとする月の前月15日まで		
	4 非課税限度額の変更をするとき	① 依頼書 ② 限度額変更申告書	1 1		契約者 ↓ 健康福利課	中絶・復活しようとする月の前月15日まで		
	5 積立の中絶・復活をするとき	① 依頼書 ② 中絶申込書又は復活申込書	1 1					

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	6 育児休業等による2年以上の積立中断で非課税措置を継続するとき	育児休業等の財産形成非課税貯蓄継続適用申告書	1			育児休業開始の20日前まで		
	7 解約するとき	① 依頼書 ② 非課税貯蓄廃止申告書	1 1			積立中止しようとする月の前月15日まで		
	8 積立期間が満了するとき	① 依頼書 ② 非課税適用確認申告書	1 1					
	9 退職したとき	退職等申告書 (財形年金貯蓄の場合のみ)	1					
18 組合員でなくなったとき (死亡した場合を除く。)	1 共済組合 (1) 退職したとき	① 組合員異動報告書 ② 人事異動通知書の写し (市町教職員の場合のみ) ③ 組合員証 (被扶養者証, 高齢受給者証, 特定疾病療養受療証, 限度額適用認定証) ④ 退職届書	1 1 1 1	①所属所長 ② } ③ } 元組合員 ④ }	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③ } ④長期給付係	§ 14-001
	(2) 任意継続組合員になることを希望するとき(退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった人に限る。)	任意継続組合員申出書	1	元組合員	所属所長 ↓ 支 部	退職の日から起算して20日以内	短期給付係	§ 14-006
	(3) 組合員の資格を有する臨時的任用者が資格を喪失するとき	① 組合員異動報告書 ② 組合員証 (被扶養者証, 高齢受給者証) ③ 退職届書(組合員期間が1年以上ある人)	1 1 1	①所属所長 ② } ③ } 元組合員 ④ }	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	① } ② } 短期給付係 ③長期給付係	§ 14-001
	(4) 組合員(年金受給権者)が退職したとき	① 年金改定請求書	1	元組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	長期給付係	§ 14の2
	(5) 組合員期間が6ヶ月以上で組合員期間等が25年未満の日本国籍を有しない次の人 ア 年金等を受ける権利を有しない イ 日本国内に住所を有しない	① 脱退一時金請求書 ② パスポート(旅券)の写し ③ 一時金を受領する金融機関が確認できる書類	1 1 1	元組合員	公立学校 共済組合 理 事 長	出国後 2年以内	長期給付係	

こんな場合には		こんな手続を							
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考	
	2 県互助組合 (1) 給付金の請求をするとき	㊦ 退会給付金請求書	1	元組員	県互助組合	速やかに	県互助組合		
	(2) 退職医療制度に加入するとき	㊦ 退職医療組員申出書	1	元組員	県互助組合	退職の翌日から20日以内	県互助組合		
19 組員である間に初診日のある傷病により障害等級に該当する障害の状況になったとき ① 障害等級1～3級に該当するとき ② 障害等級1～2級に該当するとき ③ 組員である間に初診日のある傷病が5年以内に治り、障害厚生年金が受けられない程度の障害の状態にあるとき(年金受給者は除く)	(1) 障害程度の事前認定を申請するとき	① 障害給付請求事由確認書 ② 病歴・就労状況等申立書 ③ 診断書 ④ その他	1 1 各1	組員 ↓ 支部	所属所長 ↓ 支部	速やかに	長期給付係	/	
	(2) 障害厚生年金を請求するとき	① 障害厚生年金決定請求書 ② 請求者及び加給年金対象者の生年月日及び続柄を確認できる市区町の証明書 ③ その他	1 1 1						§15の1
	障害基礎年金を請求するとき	① 障害厚生年金決定請求書 ② 請求者及び加給年金対象者の生年月日及び続柄を確認できる市区町の証明書 ③ その他	1 1						§15の2
	障害手当金を請求するとき	① 障害手当金決定請求書 ② 診断書 ③ その他	1 1 1						§15の3

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
20 死亡したとき	1 共済組合							
	(1) 組合員が死亡したとき (任意継続組合員を含む。) ア 組合員証等の返納	① 組合員異動報告書 ② 組合員証 (被扶養者証, 高齢受給者証)	1 1	①所属所長 ②被扶養者 (遺族)	支 部	速やかに	短期給付係	§ 16-001
	イ 被扶養者がいるとき	① 埋葬料(同附加金)請求書 ② 死亡の事実を証明する書類 (埋火葬許可書等の写し)	1 1	被扶養者	所属所長 ↓ 支 部			
	ウ 被扶養者がいないとき	① 埋葬料(同附加金)請求書 ② 死亡の事実を証明する書類 (埋火葬許可書等の写し) ③ 埋葬に要した費用の明細書及び 領収書	1 1 1	埋葬を 行った人	所属所長 ↓ 支 部			
(2) 組合員が資格喪失後3月 以内に死亡したとき (任意継続組合員を含む。)	① 埋葬料請求書 ② 死亡の事実を証明する書類 (埋火葬許可書等の写し)	1 1	被扶養者 又は遺族	支 部	速やかに	短期給付係	§ 14-011	
(3) 被扶養者が死亡したとき	① 被扶養者申請書 ② 被扶養者証, 高齢受給者証 ③ 家族埋葬料(同附加金)請求書 ④ 死亡の事実を証明する書類 (埋火葬許可書等の写し) ⑤ 国民年金第3号被保険者死亡届 (配偶者死亡のときのみ)	1	組 合 員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§ 17-001	
(4) 組合員が非常災害により 死亡したとき	① 弔慰金請求書 ② 死亡の事実を証明する書類 (死亡診断書の写し等) ③ 遺族の順位が確認できる書類 ④ 事故報告書	1	遺 族	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§ 16-006	

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
	(5) 被扶養者が非常災害により死亡したとき	① 家族弔慰金請求書 ② 死亡の事実を証明する書類 ③ 事故報告書	1	組合員	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	短期給付係	§17-002
	(6) 遺族厚生年金 ア 組合員が死亡したとき イ 退職後に、組合員である間に初診日がある傷病により、初診日から5年を経過する日より前に死亡したとき ウ 障害等級の1級又は2級に該当する障害共済年金の受給権者が死亡したとき エ 老齢年金の受給権者又は組合員期間等が25年以上である人が死亡したとき	① 遺族厚生年金決定請求書 ② 住民票 ③ 死亡の事実及び請求者の生年月日並びに遺族の順位が確認できる書類 ④ 所得証明書等 ⑤ その他	1	遺 族	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	長期給付係	§16の4
	(7) 遺族基礎年金 組合員が死亡したとき、18歳到達年度の末日までにある子、又は20歳未満の障害のある子がいるとき	上記と同じ	1	遺 族	所属所長 ↓ 支 部	速やかに	長期給付係	§16の5
	2 県互助組合 (1) 組合員が死亡したとき	① 死亡弔慰金請求書 ② 死亡の事実を確認できる書類 ③ 遺族の続柄を確認できる書類 ④ ㊦退会給付金請求書	1 1 1 1	遺 族	所 属 長 ↓ 県互助組合	速やかに	県互助組合	
	(2) 組合員が死亡したときに、18歳以下で就学中の遺児があるとき	① 遺児育英資金請求書 ② 遺族確認書 ③ 在学証明書(小・中学校以外の学校へ就学のとき)	1 1 1	遺 児				
	(3) 被扶養者が死亡したとき	① 家族死亡弔慰金請求書 ② 死亡の事実を証明する書類	1 1	組 合 員				

こんな場合には		こんな手続を						
		提出書類	部数	提出者	提出先	提出期限	事務局の窓口	本文参考
21 任意継続組合員の資格を喪失するとき	(1) 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき	任意継続組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証を含む。)	1	組合員	支部	速やかに	短期給付係	§14-009
	(2) 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき							
	(3) 後期高齢者医療の被保険者となったとき							
	(4) 死亡したとき	① 任意継続組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証を含む。) ② 「18 死亡したとき」の提出書類を参照	1	被扶養者 又は遺族				
	(5) 就職し, 就職先の健康保険等の被保険者となったとき	① 任意継続組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証を含む。) ② 任意継続組合員資格喪失申出書 ③ 新しく交付された健康保険証等の写し	1 1 1	組合員				
	(6) 任意継続組合員でなくなる旨(国民健康保険等に参加する場合)を申し出るとき	① 任意継続組合員証(被扶養者証, 高齢受給者証を含む。) ② 任意継続組合員資格喪失申出書	1 1					
22 福祉保険制度・アイリスプランに加入するとき	1 共済組合の福祉保険制度に加入するとき	本部より送付される加入申込書	1	組合員	本部	7月	健康管理係	§21の1
	2 アイリスプランに加入するとき	本部より送付される資料請求書	1	組合員	本部	11月	健康管理係	§21の2
23 福祉施設を利用するとき	1 二川キャンプ場	① 電話で仮予約をする ② 二川キャンプ場利用申込書	1	利用者	県互助組合 (082)228-1386	早めに	県互助組合	
	2 宿泊保養施設の利用補助を受けたいとき	宿泊保養施設利用補助券	1	組合員	所属所長	早めに	健康管理係	§19の6
	3 直営宿泊保養施設を利用するとき	電話により施設へ直接申込む		利用者	各施設	早めに		§19の5
	4 バカンスクーポンを利用するとき	バカンスクーポン購入申込書	1	組合員	所属所長 ↓ 取扱旅行会社	早めに	健康管理係	§19の7